

政府の規制緩和で小学英語など、 教育内容の弾力的運用拡大！？ 中教審・文科省による学習指導要領改訂など、 教育改革計画はどうか？

旺文社 教育情報センター

18年1月27日

<内閣府>

内閣府の構造改革特別区域推進本部は1月26日の評価委員会で、学習指導要領等の教育課程の基準によらないカリキュラム編成・実施などの大幅緩和を提示した。

学習指導要領によらない学校教育は文科省の「研究開発学校制度」や SELHi、SSH などの他、内閣府の「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」と呼ばれる地域や学校を限定して規制緩和する“特区”で行われている。特区は地方自治体による内閣府への申請が必要で、17年11月現在、67の地方自治体が教育特区として認定されており、小学校英語の取り組み55件、小中連携16件などとなっている。

今回の方針によると、これまでの特区申請が不要になり、“特区教育”を全国的に拡大したいようだ。文科省の審査は残すものの、文科省の関与などは必要最小限にとどめ、地方公共団体の多様な取り組みを生かしたいとしている。

現在、中教審や文科省で進めている教育課程全体の見直しの進捗状況を見つつ、19年度中の制度改正、20年度からの実施を目途として措置するとしている。

<文科省>

一方、文科省はこうした規制緩和をどう見ているのか。27日開催された中教審の教育課程部会・外国語専門部会で、次のようなことが確認された。

文科省としては、中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」(17年10月26日)を踏まえ、「教育改革のための重点行動計画」(18年1月17日)を策定し、それぞれの教育改革の具体的スケジュールを提示。学習指導要領の見直しについては現在、中教審の教育課程部会や専門部会等で審議中であり、18・19年度中には学校教育法の見直し状況等も踏まえつつ、改訂の予定だという。小学校英語についても、こうしたスケジュールの中で審議を進めていく。

内閣府の進める特区の緩和により、小学校英語が全国一斉に、“教科”として20年度から展開されると決まったわけではない。

規制緩和、地方分権といった流れは否定されるものではないが、教育という大きな問題を学校現場では、内閣府(官邸側)と文科省(中教審)との教育行政の狭間でどう受け止めていくのか。あの「三位一体改革」(義務教育費国庫負担制度)問題を彷彿させる。